



国民国家と民族問題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺島, 俊穂 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004743

国民国家と民族問題

寺 島 俊 穂

1 国民国家をめぐる問題状況

1989年の東欧革命，1991年のソヴィエト連邦の崩壊により，急激な政治変動が起こっている。社会主義が求心力を失った結果，旧ソ連・東欧圏において民族対立が激化しているのがその一つのアспектである。しかし，民族問題は何も旧社会主義国に限らず，1960年代以降西欧型の国民国家も抱える問題である。

民族間の紛争は平和研究の重要なテーマにもなっており，⁽¹⁾民族間の対立や紛争を平和の対立物と見るのではなくて，望ましい統合を創り出す過程として考える必要性が示唆されている。⁽²⁾ そうだとしても，紛争が非暴力的に行なわれることが前提となっており，内戦や戦争にまで至っている北アイルランドや旧ユーゴスラヴィアの状態は決して望ましいとはいえない。また，民族問題を他国の事柄と考えずに，日本の内なる民族問題にも目を据えることが必要である。平和を構造的暴力との関連で差別や抑圧のない状態と考えるのであれば，日本における民族差別は見過ごすことのできない問題だからである。

理論的にいえば，民族が国家を形成するという国民国家の構成原理自体が問

(1) 日本平和学会発行の『平和研究』第12号（1987年）では「エスニシティと平和」が特集として取り上げられている。

(2) 梶田孝道『エスニシティと社会変動』（有信堂，1988年），230-231頁参照。

題になり、民族の多様性を押さえ込んできた国民国家の枠組み自体に検討を加える必要がある。国民国家 (nation-state) とは国民的一体性の上に形成される近代国家と規定できよう。国民国家は、歴史的形成物であり、物理的強制力を具えた統治機構を意味する state と人的結合体を意味する nation が組み合わさった概念である。⁽³⁾ 西欧の国民国家の基本的前提となっていたのは「住民の同質性と土地との強固な結びつき」⁽⁴⁾ だが、そのような前提のない地域にも国民国家の原理が導入され、国家建設がなされたところに現代の民族紛争の根源がある。また、比較的同質性の高かった地域においては、国家の中心民族への同化圧力が強く、民族的少数者に対する差別、少数民族の文化の否定ということが起こった。西欧の国民国家は、フランスに典型的に見られるように、「一つの民族、一つの言語、一つの国家 (one nation, one language, one state)」⁽⁵⁾ を志向したが、実際にはこれは国家民族 (Staatsvolk) の言語・文化への他民族の同化をとおして実現された。日本には、単一民族国家幻想が根深く存在するが、民族の居住する境界と国境が完全に一致することはありえず、また国境を越えた人間の移動もあるのだから、日本に限らず実際には単一民族国家というものは存在しない。日本は、有史以来他国からの侵略を受けず、長年の鎖国政策にもより、近代国家の出発時にすでに同質性の強い国だったが、アイヌ民族や強制連行した旧植民地民およびその子孫も在住している。また、世界には国家に承認されていない言語 (非国家語) も多数存在するのだから、田中克彦がいうように、「日本は単一民族国家である」「ことばはすべて国語である」と

(3) 福田敏一「国家・民族・権力——現代における自由を求めて——」(岩波書店、1988年)、18-19頁参照。

(4) Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism* (1951), third edition, New York: Harcourt Brace & World, Inc., 1966, p. 270. ハナ・アーレント「全体主義の起原 2 帝国主義」大島道義・大島かおり訳 (みすず書房、1972年)、242頁。

(5) 「国家・民族・権力」、125頁。

いう日本人の平均的理解は、⁽⁶⁾誤りである。

公用語、標準語の制定に見られるように「国家が言語をつくる」⁽⁷⁾といえるのだとしたら、国民も国家によってつくられたといえる。民族と国民とを区別することが重要なのは、この意味においてである。民族は歴史的に形成されてきたものであり、共通の言語、文化、歴史を基盤にしている、国民に比べ自然な存在である。国民とは、民族とは違って、人為的に作られたものである。国民とは、政治的に規定された共通の意識をもち、国家の構成員として生活を営んでいる人びとのことであり、国民が人為的につくられたというのは為政者、統治者の行為によって形成されたものだ⁽⁸⁾ということを意味している。近代国家は国民形成なしには成り立ちえず、国民国家のなかに住んでいる人びとはいや応なく国民としての意識を形成されていくのである。国民形成はさまざまなアスペクトで見ることができるが、⁽⁹⁾統治者の作為として大きな役割を果たすのは、政治的動員（戦争と軍隊）と教育（歴史と国語）である。

政治的動員についていえば、徴兵制の整備が近代国家の形成過程で重要な位置を占める。これは、フランス革命時の1790年に公力組織法で国民防衛軍が組織され、93年には国民皆兵の国民軍隊が作られた⁽¹⁰⁾のを端緒とし、プロイセンではG. J. シャルンホルスト (G. J. D. von Scharnhorst 1755-1813) によって始められた軍制改革の一環として1813年に一般兵役義務制が実施された。⁽¹¹⁾シャ

(6) 田中克彦『ことばと国家』〔岩波新書〕(岩波書店、1981年)、43頁参照(傍点は田中)。

(7) 同上、19頁参照。

(8) 伊東孝之「ソ連の民族と日本の民族(七)」『現代の理論』1984年5月号、33頁参照。

(9) 伊東があげているのは、①政治参加、②経済統合と人口動態、③歴史教育、④文化政策、⑤国際環境との相互作用、である(同上、34頁参照)。

(10) 大江志乃夫『徴兵制』〔岩波新書〕(岩波書店、1981年)、24-25頁参照。

(11) 同上、28-30頁参照。

ルンホルストによって軍隊が「国民の学校」と位置づけられたのは、軍隊は国民一人一人に国家の運命を共有しているのだという意識を与えるからである。⁽¹²⁾ただそれだけではなく、軍隊においては命令の伝達のため共通語が不可欠であり、多数民族の言語を優位に立たせる。たとえば、多民族からなるソ連の混成部隊の場合、共通語は当然ロシア語となり、軍隊内でロシア語教育が徹底され、少数民族出身者でもいや応なくロシア語を習得することになる。⁽¹³⁾

戦争についていえば、戦争はナショナル・ショックを生み出し、国民としての一体感を作り出す。日本の場合、黒船の到来により尊王攘夷の気運が生まれ、日露戦争が国民意識を飛躍的に高め、⁽¹⁴⁾次々と事変や戦争を起こすことによって、国民に運命の共有感を強いた。一般的に敵の存在は国民をまとめる契機になりうるし、敵が存在しなければ、仮想敵を作り出すことによってナショナリズムの高揚を図るということは、為政者によってよく行なわれることである。次に、教育は政治的社会化論でも政治的社会化の担い手のひとつと認識されており、⁽¹⁵⁾とくに国語教育と歴史教育は国民意識形成に重要な役割を果たす。国語とは国家の中心民族の言語のことであり、言語の地域的多様性を否定した一律的な言語教育が施されることにより、国民文化の基盤が形成される。大体どの国においても、歴史教育で強調されるのは、国家創設の物語であり、それに力を尽くした英雄たちである。「ナショナリズムの価値観は、学校のカリキュラムに浸透して」⁽¹⁶⁾おり、国民的伝統、国民的神話が強調され、自国の誇るべ

(12) 「ソ連の民族と日本の民族(上)」, 39頁参照。

(13) 同上, 41頁参照。

(14) 色川大吉は、近代日本において日露戦争が国民としての運命共同体的意識形成に果たした意味を強調している(『明治の文化』(岩波書店, 1970年), 316-317頁参照)。

(15) 通常、政治的社会化の担い手とされるのは、家族、学校、同輩集団、マス・コミである。

(16) R.ドーンソン, K.ブルウィット, K.ドーンソン『政治的社会化』加藤秀治郎・中村昭雄他訳(芦書房, 1989年), 209頁。

きところを理解させるよう仕組まれている。

ナショナルな感情は、国家によって形成されたものである。この点でそれは、自然な感情である郷土愛と区別されねばならない。「ナショナルな感情は〈世論の力や、教育や、文学作品や新聞雑誌や、唱歌や、史跡〉を通して教えこまれるのに対し、郷土愛は人間の成長そのものとともに自然に形成されるより根源的な感情である」⁽¹⁷⁾。同様に、ナショナリズムも国民国家の形成・発展期に現れるイデオロギーであり、古代から存在する祖国愛とは区別しなければならない。それは、19世紀ヨーロッパにおいて明確化された、民族の政治的独立、統一、発展を目指すイデオロギーおよび運動を意味し、今日でも被抑圧民族の分離独立、分断された民族の統一、第三世界諸国の経済的自主主張を促進する機能を果たしている。

近代国家の形成過程がこのような国民形成を伴うものだとしても、そうして形成された国民国家が必ずしも一元的な構造を具えたわけではない。そのことは国民国家のなかに存在する人種的・民族的マイノリティが異議申し立てをし出した1950-60年代から明らかになった。50年代中頃からアメリカで黒人の公民権運動が起り、60年代からはフランス、イギリス、スペイン、カナダなど欧米の国民国家においても地域主義や分離主義の運動が起こった。従来から存在したエスニック・グループ（民族・種族集団）より広い意味でエスニシティ⁽¹⁸⁾（ethnicity）という概念が使われるようになったのは、このような背景の下においてである。それは、1970年代以降、人類学、社会学、政治学において使われてきた概念であり、国民国家のなかにあつて、固有の民族的、種族的背景を

(17) 橋川文三「ナショナリズム」〔紀伊國屋新書〕（紀伊國屋書店、1968年）、19頁（傍点は橋川）。

(18) 梶田孝道によれば、エスニシティの用語は次のような幅広いカテゴリーを含んでいる。①人種、肌の色、民族、出身国、宗教、言語、地域などに関係するカテゴリー、②社会学でいう第一次集団、③共通の歴史、共通の生活を経験した人びと、④業績主義に対する属性主義に関連するカテゴリー（『エスニシティと社会変動』、19頁参照）。

もつ人びとの集団ないしその集団のもつ特性を指している。エスニシティ研究は、国民国家自体が実際には決して単一の民族性によって成り立っているのではなく、民族的多様性によって構成されていることを明らかにするとともに、民族や人種に準拠した集団的アイデンティティの自己表出の動態を明確化している。

むしろ国家の枠のなかに民族を押さえ込めないのが世界の現状であり、国境で人びとの自由な移動を妨げていることの正当性自体が問われている。民族的に同質的な国家は少数で、⁽¹⁹⁾多民族・多文化を内包した国家がほとんどである。元来が民族が複雑に入り込み、民族のモザイク状況を呈しているヨーロッパ、移民社会の南北アメリカ、オセアニア諸国、植民地時代に人為的に作られた国境で区切られた中東諸国やアフリカなど、⁽²⁰⁾多民族・多文化国家が一般的である。また、現代世界において、大量の難民の流出、労働移動の増大、経済活動の世界化により、民族的に同質的な国家においても多民族社会化の圧力が強まっている。この意味で多民族社会化の圧力が日増しに増大し、国民国家の枠組み自体の変容が迫られているのが現状だといえよう。

2 民族問題と国民国家の変容

ソヴェト連邦の崩壊以降旧ソ連および東欧圏において、民族問題が噴出

(19) 浦野起央「世界 165 カ国のエスニック区分と紛争の事例」ダブ・ローネン「自決とは何か——ナショナリズムからエスニック紛争へ」浦野起央・信夫隆司訳（刀水書房、1988年）付録、226-318頁の分類によると、未独立を含む165カ国のうち、ほぼ同質のエスニック集団に構成される国は、アジアで日本、韓国など4カ国、中東でヨルダンなど3カ国、アフリカでレソトなど3カ国、ヨーロッパでアルバニア、オーストリアなど18カ国、西半球（南北アメリカ）でアルゼンチン、パラグアイの2カ国、オセアニアでオーストラリア、トンガなど6カ国で計36カ国である。ただし、そのうち東ドイツ、西ドイツは1990年に統一された。

(20) 岡部一朗「多民族社会の到来」（御茶の水書房、1991年）、4頁参照。

し、旧ユーゴスラヴィアでは戦争状態に至っている。民族自決は国家形成の未だに有効な原理だが、一方で民族のモザイク状態のような地域にこの原理が適用されると深刻な紛争を引き起こすことが再認されたような形である。今日の民族問題は近代国家が民族を構成原理として行なわれたことの帰結であり、民族自決権はたしかに植民地解放のイデオロギーたりえたが、逆に国家をもてなかった民族、広域に離散して住む民族にとってはマイノリティとして言語や文化を奪われ、政治的にも正当に代表されえないという状況が待っていた。それゆえ、今日の民族の激動の底流にある諸問題に光を当て、欧米における国民国家変容の態様を明らかにしていかなければならない。

現代の民族問題は、①分離独立運動、②民族文化、非国家語の復権運動、③差別撤廃運動という形態で現れている。その背景としてひとつには、旧ソ連のように社会主義政権の崩壊によって、中央集権体制が崩れ、連邦共和国を構成していた15の共和国が独立したように、中央集権体制を支えていた社会主義というイデオロギーの求心力が喪失したことがあげられる。もうひとつには経済的理由がある。分離独立運動が現れている地域は、一般的に国内において周辺化し、相対的に貧しいといえる。ただ、スロヴェニア、クロアチアのように連邦内の他の相対的に貧しい共和国との関わりを忌避しオーストリアや EC 諸国との結び付きを強化しようとして1991年に一方的に独立を宣言するに至った場合もある。⁽²¹⁾しかしより根源的には、国民国家形成の過程で言語を奪われ、民族文化を否定されてきたという文化的価値剥奪が民族問題の根底に横たわっている。これが、バルト三国、ベルギー、ケベック、ウェールズ、コルシカ、カタルーニャ、バスクなどで分離運動や民族運動が起こった背景である。⁽²²⁾分離を

(21) 本山美彦『豊かな国、貧しい国——荒廃する大地』(岩波書店、1991年)、213-217頁参照。

(22) James G. Kellas, *The Politics of Nationalism and Ethnicity*, Hampshire: Macmillan, 1991, p.70 参照。

求めるのではない地域主義の運動や差別撤廃運動も、社会経済的差別と文化的抑圧を背景としている。

民族問題が国民国家の枠組みを揺るがすのは、なにも多民族国家に限らず、伝統的な西欧型の国民国家にも当てはまる。1960年代から西欧の国民国家で民族主義や地域主義の運動が起こったのには、それなりの理由がある。つまり、アジア、アフリカにおける旧植民地が政治的独立を確保したのが第2次世界大戦後から50年代においてであり、第三世界における民族独立は西欧諸国における国内の少数民族を刺激せずにはおかなかった。もちろん、それがフランスのように分離独立の方向をとらずに地域の経済的自立、地域言語の復権という地域主義の運動となる場合とウェールズやスコットランドのように分離運動が起こった場合とに分かれ、分離運動が起こった地域でも分離独立を綱領に掲げる政党の支持率は必ずしも高くはなかった⁽²³⁾。また、スコットランドの場合、植民地での勤務に経済的な不満のはけ口を見いだしていたのだが、植民地は徐々に独立し、60年代になってそのようなはけ口がなくなり、小さく貧しい植民地の独立がテレビその他で知られるようになり、独立への希求が明確化されたといわれる⁽²⁴⁾。1973年に北海油田が発見されてから SNP (Scottish National Party スコットランド民族党、1928年設立) の議席数、得票率は飛躍的に伸びているが、それでも過半数に達したわけではない。経済的自立が可能であるという認識が SNP にとって政治的にある程度有利に作用したと見ることができよう⁽²⁵⁾。

欧米における国民国家の変容は、第一に単一言語主義の揺らぎとなって現れ

(23) ダグ・ローネン『自決とは何か』118頁参照。1966年の総選挙での SNP の得票率は、5.0%である。

(24) 同上、116-117頁参照。

(25) 同上、118-125頁参照。1974年2月の総選挙の SNP の得票率は21.9%、議席数は7、同年10月の総選挙では得票率30.4%、議席数11である。ただし、ローネンは、スコットランド・ナショナリズムの勃興を北海油田の発見に起因させる見方に疑問を呈している。

ている。国民国家が「一つの言語」を志向したのは、中央集権的国家建設、国民経済の形成において一つの共通語が存在した方が効率的だからである。しかし、政治的近代化を遂げ、また国際環境も変化して近隣諸国との武力衝突の可能性がほとんどなくなると、中央に反発する形での地域化の動きが起こってきた。これは、国民国家の形成過程で、独自の文化を奪われてきた少数民族が文化的価値剥奪から自己回復をしようとする動きと捉え直すことができる。このような動きは、虐げられてきた諸言語を復権させようという運動に象徴的に現れている。

この意味で注目されるのは、「国語の祖国」と呼ばれ、単一言語主義を推し進めてきたフランスでこのような動きが見られることである。フランスは国家と言語の関係を最初にはっきりと法律の上で規定した国であり、⁽²⁶⁾単一言語主義はフランス革命のさなかに生まれた。単一言語主義とは、フランス語の特権的位置を明記したのみならず、他の言語の使用を一切排除することを目的としていた。フランス革命当時、2,300万の推定人口のうち、600万はフランス語を全く理解せず、他の600万も流暢に話すことはできなかったといわれるが、⁽²⁷⁾中央集権的な国家建設を目指すなかで、①フランス語の国語としての美化と規範化、②他の言語への「反動」「封建主義」「迷蒙」などのスティグマの刻印、③（義務）教育をとおしての民衆レベルにまでのフランス語化の徹底などの言語政策がとられてきた。⁽²⁸⁾

しかし第2次大戦後、非フランス語少数民族の抑圧が知られるようになり、

(26) 『ことばと国家』79頁参照。

(27) 同上、101頁参照。1793年9月30日、国民公会の文部委員会でグレゴワール師が行なったフランスにおける言語の現状報告による。

(28) 宮島喬「「単一言語」国家の変容——七〇年代フランスの言語状況と言語政策——」宮島喬・梶田孝道編『現代ヨーロッパの地域と国家——変容する〈中心—周辺〉問題への視角』（有信堂、1988年）所収、169頁参照。

1951年のディクソンヌ法では、ブルトン、バスク、カタロニア、オクシタンの4つの言語が地域語（地方言語）として認められる。1968年に発足した「フランス諸語の防衛と地位向上委員会」とその地域組織の活動が5月革命、ヴェトナム解放などの時代の空気の下で活発化し、70年には教育相の通達により地域語がバカロレアの選択科目になる⁽²⁹⁾。71年には一定の条件の下でだが、学校で地域語の授業ができるようになり、74年には地域語はコルシカ語にまで⁽³⁰⁾ 上げられた。履修状況は決して高いとはいえず、生活者としての話者の減少に⁽³¹⁾ 歯止めがかかったわけではない⁽³²⁾。しかし、フランス語と地域語のバイリンガリズムの要求として地域語の復権運動が進んでいく可能性に期待することはできる⁽³³⁾。

民衆の運動によってではなく、政府の融和策として単一言語主義が崩されたのが、カナダの場合である。カナダでケベック州の分離・独立運動が盛んだったのは1960-70年代である。カナダは国家崩壊という危機に見舞われたが、連邦政府は二言語・多文化主義を採用することによってこの危機を乗り切った。二言語・多文化主義とは、英語だけでなくフランス語も公用語として認め、フランス系住民、その他少数民族や先住民の文化も尊重する政策のことである。1969年、ケベックの分離運動に対する融和策として、ピエール・E・トルドー首相は、「公用語法」を制定し、多くのフランス系カナダ人も連邦政府の公務員に採用した。1980年5月20日、ケベックの州民投票では、主権国家としての独立の構想は否決されたが、そうなったのは連邦政府が二言語主義を採用した⁽³⁴⁾ ことが大きくあざかっているといわれる。もちろん、分離独立の失敗は、独立

(29) 同上, 171-172頁参照。

(30) 同上, 183頁参照。

(31) 同上, 183-184頁参照。

(32) 同上, 174頁参照。

(33) アンリ・ジオルダン「虐げられた言語の復権」原聖訳（批評社，1987年），24-27頁参照。

(34) 馬場伸也「カナダ」〔中公新書〕（中央公論社，1989年），71頁参照。

案が主権を獲得した上で共通通貨など経済連合は維持するという、虫のよい「主権＝連合」の構想であり、経済連合を連邦政府が拒否したことから州民が将来に不安をもったことにもよる。⁽³⁵⁾ともあれ、カナダはケベック州の分離運動を乗り切ることによって、国家自体を変質していった。そのことは、1982年の憲法にも現れている。それは英仏両語で書かれ、第16条には「英語及びフランス語はカナダの公用語であり、連邦議会及び連邦政府のすべての機関における使用に関し、同等の地位と同等の権利及び同等の特権を有するものとする」と明記されている。⁽³⁶⁾

第二に、国民国家の変容は、国民文化の揺らぎとなって現れている。国民国家の形成過程で地域、人種、民族、宗教などの多元性よりも国民としての一元性が優位に立ち、それらを基盤とした文化は国民文化のサブ・カルチュアとなってきた。国民文化の優位が変わったわけではないが、国民文化を作り出していたのが支配民族の文化であったことに反省を加え、国民国家の内部でも各民族の言語的・文化的権利を確保しようという動きが出てきた。サブ・カルチュアと国民文化との関係が変わり、国民文化自体が複合文化化、多文化化する傾向が見られるということである。国民国家のなかで地域主義の高まりや外国人労働者の民族的主張が見られ、おそらく日本を例外として、「今日では、先進諸国内のマイノリティの保護は一般化しており、同化主義はイデオロギーとしてほぼ破綻したといつてよい」⁽³⁷⁾といわれる。カナダやオーストラリアのように、多文化主義（multiculturalism）を提示し、国内に居住する少数民族の文化の尊重を積極的に打ち出している場合もあるが、そこまでいかないまでもサブ・カルチュアの自己表出は国民文化を変質させているといえよう。

(35) 同上、81-82頁参照。

(36) 同上、73-74頁参照。

(37) 梶田孝道「『多文化主義』のジレンマ——選択肢は何か」『世界』1992年9月号、49頁。

西欧の国民国家の典型と見られるフランスは、伝統的に移民の多い国であり、亡命者を積極的に受け入れてきた国でもある。従来はイタリア、スペインといった近隣のヨーロッパ内の周辺諸国からの移民が多かったが、近年増大したのはアジア・アフリカ系やイスラム教徒(ムスリム)の移民・難民、外国人労働者である。フランスの文化に自ら同化してきた従来型の移民とは違って、これらの人びとは同化が困難であり、同化しようともせず、自分たちの文化を持ち込んでいる。代表的なのが、モスクの建設、街頭での集団礼拝、チャドル(ヴェール)の着用といった、イスラム教徒の定住化に伴った現象である。⁽³⁸⁾フランスでは、地域の周辺者の言語的・文化的権利を擁護するために「相違への権利(droit à la différence)」が唱えられており、そういった脈絡で「同化なき統合」という観点から外来者の多様性を認めようという議論も強い。他方、国民戦線のように移民を排斥しようとする勢力も支持を増大させてきており、多文化化による摩擦も教育や家族制度などで生じている。⁽³⁹⁾

西欧的な意味では国民国家とはいえないアメリカでも、WASP(White, Anglo-Saxon, Protestant)中心の国民文化が作られてきた。アメリカは100以上のエスニック・グループから構成される多民族国家であるにもかかわらず、政治的には「自由」をシンボルとして創られた国であり、国民形成は行なわれており、アメリカ国民としての意識的同一性も存在する。また、アメリカでは英語が事実上の公用語となっている。

アメリカで17世紀初頭以来今日まで生活した人びとは、アメリカ・インディアンと自らの意思で渡航したのではない黒人奴隷およびその子孫を除いてすべて移民とその子孫⁽⁴⁰⁾であり、その意味でアメリカは「移民国家」だといえる。イ

(38) 同上、56頁参照。

(39) 同上、54-58頁参照。

(40) 安武秀岳「移民の渡来と融合」荻谷要編『総合研究アメリカ 第1巻 人口と人種』(研究社出版、1976年)所収、40-41頁参照。

ギリスのピューリタンが宗教的迫害を逃れてアメリカに渡ったように、当初からヨーロッパからの移民が多かった。WASP がアメリカの支配階層を形成してきたが、1880年代から東ヨーロッパ、南ヨーロッパからの移民が圧倒的に多くなる。アジアからの移民は制限を受け、1882年には中国人労働者の移民を禁止する中国人排斥法、1917年にはアジア系移民に対する規制を強化する移民法が制定された。1924年の移民法では北西ヨーロッパからの移民を優遇した。1930年代にはユダヤ人などの亡命者を大量に受け入れた。公民権運動が盛んだった1965年の移民法改正では国別割当制度を禁止した結果、アジア系移民が増えた。1970年代後半以降インドシナ難民も積極的に受け入れた。また、中南米からメキシコとの国境を越えてはいつてきた不法労働者も増えたが、1986年の移民法では300万人の「不法」外国人を合法化した。この理由としては、400～1,000万人といわれる定住未登録外国人を大量に国外追放にすれば、「米国の自由にとって破壊的であり、費用が高くつき、裁判に訴えられやすく、結局は効果的ではない」ことがあげられている。⁽⁴¹⁾ともあれ、移民受け入れは従来ヨーロッパに重点が置かれていたが、アジアなど第三世界からの移民の比重が高まっているのが近年の特徴であり、そのことにより国民文化の脱中心化の傾向が強まっている。

第三に、国民国家の統合という動きがヨーロッパで起こっていることをあげねばならない。一方で、ソヴィエト連邦、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアの分裂化という現象が見られるが、旧ソ連、東欧地域においても経済的な意味でのつながりを模索しており、ゆるやかな連合を目指す可能性が強い。EC の場合は、はるかに古い歴史をもっており、紆余曲折を経ながらも確実に統合への歩みを進めている。EC の中心をなすフランス、ドイツ、イギリスは

(41) 『多民族社会の到来』285頁参照。(「移民難民政策に関する米国特別委員会報告」1981年より)。

産業先進諸国であり、このような先進諸国で国家の枠組が変わっていくことは、国民国家の将来の方向性を示唆するものとして早くから注目⁽⁴²⁾されていた。

1992年12月31日までに市場統合（非関税障壁の撤廃＝出入国管理の廃止、労働力・資本の自由移動、付加価値税や物品税の税率一元化など）がなされ、今世紀中には通貨統合、いずれは政治統合へと進む予定である。1992年現在 EC 諸国を構成しているのは、英独仏のほかベルギー、デンマーク、スペイン、ギリシア、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガルの12カ国だが、今後増えていく見込みである。92年には、イギリスとイタリアが通貨統合前の段階である EMS（欧州通貨体制）の基軸をなす ERM（為替相場安定制度）から一時離脱するなど、きしみも発生している。欧州統合が予定どおりに進むかどうかは予断を許さないが、欧州統合が注目されるのは、国民国家の枠を突き崩す動きであり、国境を自由に開くという壮大な実験だからである。

90年代に実現を予定されているのは、共通の通貨・金融政策の形成、単一通貨の採用だが、文化、政治面での統合も進んでおり、1979年以来欧州議会も活動している。とくに人権や環境の面での協力した取り組みが模索されている。文化政策の方向性としては、単一のヨーロッパが志向されているわけではなく、文化や言語の多様性は尊重される方針である。⁽⁴³⁾このような多様化と統合に向かう EC のなかで注目されるのは、共通の権利がかなり確立されてきていることである。社会保険、年金（帰国した母国での受け取り）、就労する国への家族の呼び寄せなども認められている。参政権を含む市民権に関しては、

(42) EC でつとに注目されていたのは主権国家の超克という方向性であり、世界連邦の先駆けとなるかもしれぬ可能性である。実際に起こっているのは、規模の利益を スケーラビリティ 目指した経済統合であり、経済のブロック化ではあるが、「主権の共有」ということも狙上にのぼっている。

(43) 宮島喬・梶田孝道「ヨーロッパの社会的・文化的変動への接近」同著者編「統合と分化のなかのヨーロッパ」（有信堂、1991年）所収、7頁参照。

各国対応はまちまちだが、地方選挙権に関しては多国人にも認めている国が多い。1989年に欧州議会では、働き生活する居住外国人すべてに地方参政権を与えよという決議がなされている。⁽⁴⁴⁾

3 日本の民族問題

日本の場合、長い鎖国の歴史をもち、地理的にはアジアの東の辺境に位置する島国であり、近代国家建設の出発点に当たって西欧型の国民国家を作りやすい条件にあった。実際に、天皇制の伝統を利用しつつもヨーロッパ列強の国家体制を模倣して国民国家の形成をなした日本は、西欧諸国以上に国民国家の原理を徹底したという意味で「出藍の誉れ」であった。「和魂洋才」ということばに明らかなように、表面的には西欧文明を取り入れつつも、精神的には古来の精神文化を残存させようとした。実際には、閉ざされた村の意識も温存させられた。近年における外国人労働者や難民の到来が「第二の開国」の要請といわれるのは、そのような日本社会の閉ざされた構成原理の変革を迫るものだからである。⁽⁴⁵⁾

日本において、外国人問題は民族差別の問題と深く絡まっており、日本の国家形成の在り方にその根がある。もとより近代日本は、天皇を中心に据えた国家形成がなされたが、民族文化や地域文化の多元性を否定しつつ、上からの作爲によって国民を形成していったところに問題が潜んでいる。国民は天皇の赤子として天皇制イデオロギーに教化されたのである。日本は西欧諸国以上に中央集権的で同質的な政治社会を形成した。近隣諸国を植民地化し、植民地では

(44) 江橋崇「ヨーロッパにおける外国人の地方参政権の現状」徐龍達編『定住外国人の参政権』（日本評論社、1992年）所収、145-149頁、仲原良二「諸外国における定住外国人の地方参政権」同書所収、165頁参照。

(45) インドシナ難民の到来および1982年の難民条約加入が「黒船」となって、国民年金法の国籍条項の撤廃など 在日外国人の法的地位も向上した（田中宏「在日外国人」〔岩波新書〕（岩波書店、1991年）、140-160頁参照）。

皇民化政策を推し進め、軍事侵略へ突き進んでいく戦前の日本は、近代国家形成の歪みを集約的に表しているといえよう。

戦後も基本的には戦前の体制に対する深い反省のないままに出発した。そのことは、日本国憲法第1条で「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」という文章のなかの、「日本国民統合の象徴」に天皇を据えていることに示されている。また、1946年2月13日に日本政府に手渡されたマッカーサー草案では第16条で「外国人は、法の平等な保護を受ける⁽⁴⁶⁾」と明記されていたが、日本政府と占領当局との交渉の過程で抜け落ちてしまう。日本政府の反応は「困った形になった⁽⁴⁷⁾」というものであり、政府はねばり強く交渉して旧憲法の構造の温存を計ることに終始した。まず、独立の条項は削除され、次いで「すべての自然人はその日本国民であると否とを問わず、法律の下に平等にして、人種、信条、性別、社会上の身分もしくは門閥または国籍により、政治上、経済上、または社会上の関係において、差別せらるることなし」となっていたが、その後さらに変更が加えられ、現行憲法の14条においては「日本国民であると否とを問わず⁽⁴⁸⁾」が消え、さらに「国籍」が「門地」に変えられている。こうして、憲法か

(46) 高柳賢三他編『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳——連合国総司令部の記録による——』（有斐閣、1972年）、274-275頁。マッカーサー草案（1946年2月13日）の原文は以下の通り。

Article XIII. All natural persons are equal before the law. No discrimination shall be authorized or tolerated in political, economic or social relations on account of race, creed, sex, social status, caste or natural origin...

Article XVI. Aliens shall be entitled to the equal protection of law.

(47) 佐藤達雄「日本国憲法成立史——“マッカーサー草案”から“日本国憲法”まで——」（5）『ジュリスト』No.85、1955年7月1日号、13頁。

(48) この経緯については、古川純「外国人の人権（1）——戦後憲法改革との関連において——」『東京経大会誌』第146号（1986年6月）、63-80頁参照（引用文中の傍点は寺島）。

ら外国人の人権規定は除外されてしまったのである。

日本政府は国内の民族問題の存在を認めようとしてこなかったが、北海道にはアイヌという先住民族がおり、近代以前において琉球が独自の文化を形成してきたということは歴然たる事実である。もちろん日本はアメリカのような意味では多民族国家ではなく、民族的同質性の強い国であることは明らかなが、元来多民族・多文化を内包した国であったことを認識しておくことが重要である。日本の少数民族であり、同化政策により、言語を奪われ、日本人化されてきたアイヌ民族は、主として北海道、本州北部、サハリン南部、および千島列島にいた先住民である。アイヌ民族のほかにもウィルタ（オロッコ）、ニブヒ（ギリヤーク）という少数民族が北海道北部に在住しているが、地理的分布からいって重要なのはアイヌである。言語的にもアイヌ語は日本語とは違う言語であり、近代日本の徹底的な同化政策の結果、現在ではアイヌ語を日常的に話す人はほとんどいなくなってしまった。⁽⁴⁹⁾アイヌ語には確立された表記体系がなく、それが言語の保存的機能を弱めているとも思われるが、アイヌ語の衰退は近代以降のことであり、それは、植民政策によって北海道を日本の一部とし、アイヌを日本国民とするために民族文化の独自の発展を徹底的に阻害してきた政策の帰結である。⁽⁵⁰⁾

従来日本政府がとってきた少数民族政策は、同化と排除（隔離）の両面政策であった。日露戦争後、南樺太（サハリン）は日本の領土となり、アイヌを除いた、サハリン在住の北方少数民族は、1926年（昭和元年）にホロナイ川下流の三角州の砂丘地に集められた。⁽⁵¹⁾この移住地は、地形的には島のようになっ

(49) ジョン・マーハ、八代京子編『日本のバイリンガリズム』（研究社出版、1991年）、第7章「アイヌ語の復活」（ジョン・マーハ）、149頁参照。

(50) 高倉新一郎『新版アイヌ政策史』（三一書房、1972年）、580頁参照。

(51) 田中了/D.ゲンダース『ゲンダース——ある北方少数民族のドラマ』（徳間書店、1978年）、11、31頁参照。

しており、「オタスの杜」とかオタス島と呼ばれた。学校（土人教育所）がつくられ、観光道路が建設された。教育所では日本語で教育が行なわれ、生徒は日本式の名前で呼ばれた。彼らは狩猟民族であったが、地域の開発が彼らの生活を変化させるとともに、彼らの言語や文化は抑圧された。第2次大戦に当たって多数の男性居住者が召集され、多くの者は後にソ連によってシベリアに拘留されたにもかかわらず、戸籍が与えられていなかったため軍人恩給すら受けられないでいる。また、戦後日本に引き揚げて来た人びとは民族差別に苦しみ、同化への道を余儀なくされている。⁽⁵²⁾

アイヌ民族の歴史は、和人（日本人）の侵略とアイヌの抵抗、植民化と同化の歴史だといえよう。アイヌと北進する和人の間には断続的に抗争があったが、それが顕著になるのは15世紀半ばごろからである。1457年に酋長コシャマインの指導の下で起こった戦いを嚆矢として、その後16世紀半ば頃まで北海道南西部でしばしばアイヌが蜂起したが、いずれも蠣崎家（のちの松前藩）によって制圧された。江戸時代松前藩は、アイヌとの交易権を独占し、北海道を蝦夷地と和人地に分け、アイヌを蝦夷地に封じ込めた。蝦夷地では、アイヌ民族は自分たちの生活を営むことを許されたが、日本語の学習は禁止された。一方、江戸幕府は、1789-1821年に東蝦夷地を直轄し、1855年からは蝦夷地を直轄したが、直轄地においては一転して改俗政策をとった。つまり、アイヌ民族に日本語を教え、習俗を日本式に改めさせ、名前も日本式に変えさせ、農耕の仕方を教えた。⁽⁵³⁾

明治維新による天皇制中央集権国家の出現は、アイヌの全面的な併合をもたらした。明治政府は、1869年（明治2年）蝦夷地に開拓使を設置し、植民化政策を推し進める。江戸時代までは北海道の内陸部はほとんど蝦夷地となってい

(52) 同上、86-98頁参照。

(53) 新谷行『増補アイヌ民族抵抗史』〔三一新書〕（三一書房、1977年）、144-145頁参照。

たが、明治政府は1873年（明治6年）に「地租改正条例」を発令するに当たって蝦夷地を持ち主のない土地とし、1877年（明治10年）の「北海道地券発行条例」では、蝦夷地を官有地に編入した。また、この条例では日本人にだけ10万坪の土地を無償で与え、その後1899年（明治32年）の「北海道旧土人保護法」ではアイヌに一戸につき土地1万5千坪貸し与えるとなっている。このような差別的規定によって、狩猟民族であったアイヌの農耕民族化が図られるとともに、保護の名の下に同化が強いられた。言語の禁止はその最たるものである。義務教育では、「精神のおよび知的未熟さ」を理由に、歴史や地理、理科の学習が除外された（そのため日本人の義務教育期間が6年間であったのに対し、アイヌ民族の場合4年間であった）。また、アイヌを農耕民族化するために、「農業」「裁縫」が授業科目に取り入れられた。⁽⁵⁴⁾ アイヌの民族性は否定され、アイヌ語は虐げられてきた。⁽⁵⁵⁾ 民族差別法である「北海道旧土人保護法」は現在でも生きており、アイヌ新法は未だに制定されていない。

在日韓国・朝鮮人問題は、これとは大分歴史的経緯を異にしている。1991年統計では外国人登録数約122万のうち、韓国・朝鮮人が最も多く、約69万人であり、そのうち約60万が永住者である。永住者のほとんどは、植民地時代に日本に来た人、連行された人たちの子孫である。在日朝鮮人の数が飛躍的に増大していくのは、1939年以降であり、国家総動員体制のなかで労働力として強制連行された人が多かった。1945年には約240万人いたと推定される在日朝鮮人の約3/4は、本国に帰ったが、国に帰っても住む場所がない人びと、日本に長く住んでいる人びと、すでに日本で生活の基盤を築いている人びとは日本に残留することになった。⁽⁵⁶⁾ その後、38度線以南はアメリカ軍政が敷かれ、一人当た

(54) 『日本のバイリンガリズム』、156頁参照。

(55) 皮肉なことに、1986年9月の中曽根元首相の日本を単一民族国家とする発言にアイヌ民族が反発し、少数民族としてのアイヌの保護やアイヌ語復活の運動にはずみがついた（同上、159-172頁参照）。

(56) 『在日外国人』、57頁参照。

り1,000円以内という財産もち帰り制限も彼らを躊躇させるものだった。⁽⁵⁷⁾1952年4月28日講和条約が発効すると、在日朝鮮人は一方的に国籍を奪われ、「外国人」と宣告される。同日、占領下に制定された「外国人登録令」が廃止され、「外国人登録法」が登場することになったのである。

在日韓国・朝鮮人問題は、民族差別と外国人差別が合わさっており、さまざまな差別との闘いとして発現している。そのうち、1985年に「燎原の火」のように広がった指紋押捺拒否運動は、この外国人登録法に違反する行為である。指紋押捺義務ができたのは、この法律によってであり、その背景には朝鮮戦争当時の治安当局の意向があったとされる。つまり、当時の不穏な状況下で治安当局は日本共産党の指導下にあったとされる在日朝鮮人運動に厳しい姿勢で臨んでいたという事情がある。⁽⁵⁸⁾もっとも、国民全員から指紋を採る構想もあり、これは人権上の理由で頓挫したが、外国人からの指紋採取は外国人登録法に取り入れられた。指紋押捺制度の問題性は、制定の経緯や運用の実際から明らかのように、在日外国人を潜在的な犯罪者とみなすような仕方でも管理していることと外国人だけに指紋を押させていることである。世界で外国人一般に指紋押捺義務を課している国(地域)は26あるというが、そのうちアメリカと日本を除いては自国民にも押捺義務を課している。アメリカは移民国籍法で出生地主義を採用しているため、二世からは「外国人」ではなくなり指紋は採られない。⁽⁵⁹⁾日本の場合、帰化しない限り子孫代々にまで続く特異な差別制度であった。

指紋押捺拒否は、外国人登録法という特定の法に自覚的に違反する行為であり、市民的不服従の一事例だといえよう。⁽⁶⁰⁾指紋押捺拒否は、誰彼ともなく生ま

(57) 尹健次「在日一世の思想——被植民地体験の精神構造」『窓』第6号(1990年12月), 103-104頁参照。

(58) 『在日外国人』, 80頁参照。

(59) 同上, 92頁参照。

(60) 李仁夏「市民的不服従としての指紋押捺拒否」民族差別と闘う関東交流集会実行委員会編『指紋押捺拒否者への「脅迫状」を読む』(明石書店, 1985年), 9-17頁参照。

れていった。ある女子学生は「自分を殺して初めての指紋を押した」過去を思い出し、「私は、自分も素直に生きたい、今までの自分はどこかすごく抑えていたな、と思います」と語っている。⁽⁶¹⁾指紋押捺拒否は、マスコミにも取り上げられることによって伝播していき、85年には大量の拒否者がでることとなった。拒否者のほとんどは在日韓国・朝鮮人で、⁽⁶²⁾しかも若い世代に多かった。そしてついには1万人を超える拒否者・留保者が出るに至り、近隣諸国の反応を呼んだこともあり、87年には法改正がなされ、「指紋は1回限り」となったが、指紋押捺拒否者には登録証の切り替え期間を「5年」から「2年」に短縮して、不押捺罪の加重が計られ、指紋押捺への圧力は強まった。その後、日韓政府間の交渉という外圧も効果を及ぼし、92年には永住者については指紋押捺を廃止するという改正案が成立した。こうして、93年から在日韓国・朝鮮人の永住者には指紋押捺義務はなくなったが、代わりに写真、署名、家族関係の登録といった管理手段が決められ、長期滞在の外国人には指紋押捺制度が残ることとなったのである。

在日韓国・朝鮮人問題は、歴史的経緯を無視した法的地位規定の問題に限らず、日常的な民族差別の問題でもある。彼らは、就職差別、民族教育に対する抑圧など、日常生活における差別に直面している。⁽⁶³⁾しかも、公務員への就職の場合「国籍条項」という形で差別が合法化されているところに問題がある。在日二世、三世の人たちは、植民地時代の不幸な過去を背負った人びとの子女として日本で生まれ、日本語を母語としているにもかかわらず、日本国籍をもたぬがゆえに外国人として法的に不平等な状態に置かれている。帰化は同化を意

(61) 『在日外国人』、75頁参照。

(62) 1985年9月1日の『朝日新聞』朝刊によると、指紋押捺拒否・留保者の同年8月末までの総数6,051人中、6,017人と約99%が在日韓国・朝鮮人である。

(63) 空野佳弘「日常生活のなかでの差別」床井茂編『いま在日朝鮮人の人権は——隣人と手をつなぐために』(日本評論社、1990年)所収、57-75頁参照。

味し、民族性の否定につながるので、多くの人のとる道とはなりえなかったのである。

在日朝鮮人は、韓国籍と朝鮮籍とに分断され、⁽⁶⁴⁾ 在日韓国・朝鮮人と表記される一因となっている。在日の人びとと帰化した人びととの間にも隔たりができていいる。さらに、在日の人びとと彼らの国籍国の人びととの間には、言語や文化の違いが生じている。したがって、民族間の「共生」あるいはともに生きる社会を創っていくためにはまず、(a)在日韓国・朝鮮人、(b)帰化者、(c)日本人、(d)韓国および北朝鮮の本国人、それぞれのカテゴリーの間に相互理解を築いていくことが求められよう。このためには、共通の歴史認識をもつこと、互いの文化を尊重し合うこと、個と個として、人間と人間として交流することが重要である。

次に、在日外国人の法的地位の改善を図るとともに日本社会に根強い同化圧力と闘っていくことが必要になってくる。ただ、日本人の側の意識の変化にも気づく。たとえば、指紋押捺拒否運動はマス・メディアによって伝えられ、日本人の側の共感も得られたからである。もちろん、民族差別が払拭されたわけではないし、日本政府は依然として同化主義の立場を棄てようとせず、朝鮮語やアイヌ語を義務教育段階で採り入れようという動きすら見せていない。地域社会においても、棲み分けの慣習があり、外来者をよそ者として扱う文化が根強い。しかし一方では、帰化した日本籍朝鮮人のなかにも、「民族名を取り戻す裁判」⁽⁶⁵⁾に見られるように、少数だとしても、同化を否定し、民族的自覚をもって生きようとする人びとが出てきている。日本において多民族・多文化の社

(64) 日本政府は朝鮮民主主義人民共和国を承認してこなかったが、外国人登録の国籍欄では在日朝鮮人を「朝鮮」「韓国」に分けている。

(65) 民族名をとりもどす会編『民族名をとりもどした日本籍朝鮮人——ウリ・イルム(私たちの名前)』(明石書店、1990年)参照。

会を創っていくには障害が多いが、同化主義に固執する政府や単一民族主義の文化と対抗する理論的・実践的基盤を確保していかなければならない。

* 本稿は、1992年5月30日に大阪府立大学国際交流会館で開かれた第9回現代思想研究会での筆者の報告をもとにしている。共同報告者の鄭早苗氏、司会の木岡 伸夫氏、ならびに会場でご質問、ご助言下さった皆様に感謝いたします。

Nation-State Organizations and the Problems of Ethnic Minorities

Toshio Terajima

The framework of the nation-state is frequently challenged by ethnic minorities who were deprived of their own language and culture in the process of nation building and who were forcibly assimilated into the culture of the ethnic majority. Even in the older Western nation-states, which were originally built upon the principle of "homogeneity of population and rootedness in the soil," there have been numerous separatist movements over the past 30 years that seek some form of ethnic or regional autonomy. In France the national culture itself has been influenced by the growth of regional movements and the influx of foreign immigrants, as well as by the demand to introduce local languages into the public schools. In Canada the federal government has introduced a policy of bilingualism and multiculturalism in order to cope with the separatist movement of the province of Quebec. While separatist movements and demands for greater regional autonomy have grown in recent decades, at the same time one can discern in such developments as the integration plan for the EC, movement in another direction— i. e. in the direction of some form of transnational organization. Although most of the advanced industrialized nations have adopted policies to protect the ethnic minorities within their borders, in Japan the government has sought to forge a single, ethnically homogeneous society, through a policy that strongly encourages assimilation. One result of this policy has been that the Ainu, who live in the northern island of Hokkaido, have been assimilated

to such a degree that their language is on the point of vanishing. And Korean permanent residents in Japan, most of whom are the offspring of Korean workers forcibly brought to Japan during World War II period, are the subject of both legal and social discrimination.